

空き家 利活用 コンテスト

2022

住宅・店舗・ゲストハウス
etc...
空き家を改修し、素敵に利活用
している実例を募集します！

住宅部門

空き家を改修し、住宅として
利活用している事例

応募条件

- ①県内の空き家(空き家になる前の用途が住宅(併用住宅、兼用住宅を含む)であり、1年以上活用のない建築物)で、平成24年4月1日から令和4年3月31日までに改修工事が終了した事例であること。
 - ②建築基準法等の法令違反がないこと。
- ※応募者は、物件の関係者(所有者、管理者、入居者、設計者、施工者等)に限ります。(物件の関係者等で構成するグループによる応募も可能です)
※所有者以外が応募する場合には、所有者の同意が必要です。

非住宅部門

空き家を改修し、店舗やゲストハウスなど
非住宅の用途で利活用している事例

応募方法・応募先

郵送またはとっとり電子申請システムによりご応募下さい。
(持参による提出は受け付けません。)

【鳥取県地域づくり推進部中山間・地域交通局中山間地域政策課】
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220

【とっとり電子申請システム】

https://s-kantan.jp/pref-tottori-u/offer/offerDetail_initDisplay.action?tempSeq=6131&accessFrom=



募集期間 **8/1** ~ **9/30**
(月) (金)

(12月下旬 審査結果発表)

最優秀賞 **5** 万円相当
副賞 鳥取県産品
優秀賞 **1** 万円相当
副賞 鳥取県産品
(各部門1点) (各部門から複数点選出)

【主催】鳥取県
【問い合わせ先】地域づくり推進部中山間・地域交通局中山間地域政策課
TEL:0857-26-7390 FAX:0857-26-8107
E-mail: chusan-chiikiseisaku@pref.tottori.lg.jp

詳しくはこちらをご覧ください

空き家利活用コンテスト2022のご案内
<https://www.pref.tottori.lg.jp/306135.htm>

